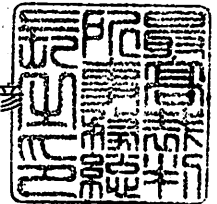


平成31年1月15日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

平成31年1月15日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分は不開示情報に相当しない等主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

第72期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関して、最高裁が日弁連と協議した際に作成し、又は取得した文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年10月10日付け日弁連法1第240号日本弁護士連合会事務総長事務連絡「第72期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関する要請について」を対象文書として特定し、平成30年12月11日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件対象文書には公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（担当者直通の電話番号）が記載されている。よって、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、当該情報が記載されている部分を不開示とした。

なお、苦情申出人は、日本弁護士連合会ホームページに同会法制部法制第一課の電話番号が公表されている旨主張するが、同電話番号は、本件で不開示とした電話番号とは異なる。

イ また、苦情申出人は、本件対象文書の原案が存在する旨主張するところ、本件対象文書の発出に当たり司法研修所事務局長と日本弁護士連合会事務次長との間で協議は行われたが、本件対象文書の内容は昨年版から修習の期及び日付が変更されたのみで実質的な内容には変更がなかったことから、文書のやりとりは行われていない。したがって、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を作成又は取得していない。

ウ よって、原判断は相当である。